

昭和三十三年四月十八日 衆議院會議録第三十二号 原水爆実験禁止に関する決議案

六八八

蔽及び使用の禁止を含め、全般的軍縮問題につき協定に達するよう要望し、おそるべき原水爆の被害をこの世界から一掃し、全人類の破壊を救わんとするものであります。(拍手)わが国民の悲願を世界に訴える趣旨のものは、かくのごとくであります。

そもそも、かかる決議をせんとするゆえんは、日本国民が、有史以来最初の、かつ唯一の原爆の被害をこうむった国民でありまして、すなわち、長崎、広島においてその実例を見、深刻にして悲惨なる体験を有しておるもので、この体験によりまして、核兵器の脅威を一刻もすみやかに解決せんとするものであります。さらに、これを世界に訴えんとするゆえんのものは、日本の道徳的義務と責任であることを痛感いたしました。かつ、この考えに確信を持っておりますからであります。

さらに、本院は、ビキニにおいて実験の被害をこうむった機会に、昭和二十九年四月一日、原子力の国際管理に関する決議をなし、さらに、ソ連の無警告実験と米英の実験及び計画が伝えられるや、昭和三十一年二月九日、原水爆禁止要請決議をなし、国際取りきめによる実験禁止を提唱し、米ソ英に對し有効適切な措置をとるよう要請してきたことは、皆様がすでに御承知の通りであります。しかるに、不幸にもこれらは一切満たされずして、今回三たび本院においてこの決議をなさな

ければならないことに立ち至りましたことは、わが国民といたしまして、まことに遺憾にたえないところであります。(拍手)

岸総理は、昨年九月二十日、米ソ英の三首脳に對し、また、九月十九日には、国連において藤山外相が述べたわが国の提案を必ず支持するよう要請し、なお、昨年十月十三日には、岸・ネル兩首相は、共同で、核兵器の生産、使用の厳禁及び全般的軍縮は緊急絶対的必要事であることを声明いたしましたのであります。去る三月三十一日には、ソ連最高会議において採択いたしました原水爆実験の停止に関する決議に對して、岸総理談話をもつてその態度を明らかにいたしました。さらに、政府は、去る四月四日、口上書をもつて在京の米ソ英の三大大使館に同様の趣旨を伝達いたしました。政府のこうした措置は最も時期を得たものでありまして、私はこの席上において満腔の敬意を表するものであります。(拍手)

ここにおいて、われわれは、今回たまたまソ連のつた原水爆実験の一方的停止が、その意図の那邊にあるかは別といたしまして、大いにこれを歓迎するものであります。しかしながら、ソ連に望むことは、他の国が停止しなければソ連もこの実験の停止を保留するといふときは無理難題であり、これは、ソ連も反省いたしまして、即時、即刻、無条件、無期限の停止を声

明すべきであります。米英二カ国もまた、原水爆実験を停止し、国際管理による核兵器の無条件禁止、その生産及び貯蔵を廃棄するよう、東西首脳会談または国際連合の場合等において、すみやかにこれが解決することを切望するものであります。

こうしたわが国民の努力は決してむだではないことは、今回のソ連の声明はもとより、米英その他の各国においてほろはれいとして起りつつある原水爆実験反対運動が現実にこれを証明しております。しかしながら、原水爆実験の停止は、決してそれ自体が軍縮ではないのであります。さらに進んで包括的かつ全面的軍縮について急速に協定の締結を促したいと思ふものであります。そういたしまして、恒久的世界平和という人類最高の目標に向わんとするものであります。政府もまたこの要望に對し積極的に善処せられんことを希望いたします。

以上、簡単に本決議案の趣旨を説明いたしました。さきに長崎、広島における原爆犠牲者に思いをはせて、その御冥福を祈り、なお満場各位の熱情あふれる御賛同を仰ぎたいと存する次第でございます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。山本幸一君。

〔山本幸一君登壇〕

○山本幸一君 私は、ただいま上程されました自民、社会両党の共同提案に

よる原水爆実験禁止に関する決議案に對しまして、日本社会党を代表して賛成の討論を行うものであります。(拍手)

思えば、一昨年二月九日、本院において同様の決議案が可決を見たのであります。今回はソ連の行なつた核実験停止という新たな情勢のもとに決議が行われようとするだけに、一そうの喜びと意氣を感じるのでございませう。(拍手)

一昨年の決議は、ビキニの灰以来はうはいとして盛り上つた国民の原水爆実験禁止に対する熱望にこたえて行われたものでございまして、同時に、この日本国民の熱望は人類全体の願望へと広がり高まつておるのであります。が、依然として実験中止の実現を見なかつたのは、きわめて残念なことでありませう。そののみか、昨年八月、ソ連におけるICBM打ち上げ以来、核兵器競争は一段と激しくなり、昨年十一月には共産系諸国の代表者会議が開かれ、共産世界の団結強化がはかられるや、これに對抗いたしました。十二月にはNATOの十五カ国首脳会議、さらにSEATO、バグダード条約理事

会が開かれ、自由諸国の総動員体制が打ち出されているのであります。今われわれの頭上には水爆搭載の戦略機が飛行しているものであります。まさに恐怖と戦慄の事態に直面していると申し上げても差しつかえございません。

この重大な二カ年間を、政府は、一昨年の本院の決議に對して、それ以来今日まで、どの程度にその実現に努力せられたのか。世界で唯一の被害国民であるわれわれは、政府が東西の妥協的提案を国連で行なつた程度ではまことに不十分であり、かつまた残念であつたと思ふのであります。いわんや、原水爆禁止を主張する日本が、近くアメリカが行うというエニウェトクの実験によつて受ける被害の補償を要求せんとするがごとき政府の態度は、全く情ない思いがいたすのであります。

われわれは、その前に、政府、国民一体となつて、実験は断じて中止せしめるの決意を持ち、これに當ることが絶対必要であり、国民もまたそれを強く要望していると思ふのであります。(拍手)

かかるとき、今回ソ連が核実験の一方的停止宣言を行なつたのであります。が、この事実、われわれとして衷心より歓迎しなければなりません。ソ連の一方的停止宣言の意図するものはいずれにあろうと、そのこと自体は核実験の全面的禁止への前進であるがゆえに、われわれは、これを機会として、米英に向つて同じく無条件即時停止を積極的に求めなければならぬと存じます。

(拍手)さらに、われわれは、米英ソが核実験の即時無条件停止についての国際的な探知制度を含めた協定を締結し、これによつて実験の永久的禁止を

確定するとともに、核兵器の全面禁止と全般的軍縮協定の道を開くことを強く希望するものであります。最近アメリカ政府が持ち出している国際的査察制度のもとにおける核兵器禁止とこれが生産の禁止は、かかる協定の後初めて考慮されるべきものでありまして、米英はまず差し迫った南太平洋地域における実験の取りやめに応ずることが先決の問題であることを、私は重ねて強調したいと思ふのであります。

（拍手）ソ連もまた、せつかくの禁止宣言に対する米英の反発にこたえるため、この際留保条項を削除し、国際間協定締結に積極的努力を行う必要があらうと思ふのであります。

（拍手）以上のごとき情勢下で、本院がここに核実験の即時無条件禁止を、大國間の協定その他の方法によつて実現を見ることが、所要の外交措置を積極的にとることを政府にあらためて要求する決議を行うことは、重ねて意義深いことであらうと考えるのであります。

（拍手）核実験が国際協定に基き即時無条件に禁止されるならば、それが米ソの無制限な核兵器生産競争を停止せしめるばかりか、核兵器の貯蔵及び使用禁止の道を開くことは申すまでもないと思ふます。もちろん、日本が実験禁止協定の直接当事者でないことは言ひまでもございせん。しかし、ここに日本みずからが核兵器禁止への直接当事者たり得る、一つの、しかも実行可能な方法があると存じます。それは、かねてわが党が主張している通り、日本みずからが核兵器及び核ミサイルによる

装備を永久に保持せずとの宣言を発するとともに、いかなる第三国によるを問わず、これらの兵器を日本に持ち込むことを許さないことを全世界に宣言することでありませう。（拍手）この宣言が衆参両院において可決されるならば、単に総理の国会における答弁を通じて行われた核武装否認の消極的な意思表示と異なり、国際政治における客観的な力となつて、すばらしい効果を上げ得るものと確信をいたすのであります。（拍手）すなわち、オーストラリアの中立宣言に見るごとく、日本国会が可決した非核武装宣言を各国に送付し、これに対する各国の確認に關する政府外交文書を受け取るならば、これは一種の国際的取りきめとなつて効力を生ずるからであります。かつ、また、その結果、日米安保条約をたてに、アメリカが日本に核兵器を導入せんとする野望を完全に不可能ならしめるからであります。（拍手）これこそ核兵器禁止に対するわれわれの最も手近な方法でございまして、また、国民のひとしく希望しているところでありまして、それゆゑに、われわれは常にその実現を強調し続けているのであります。

（拍手）たえた日本社会党の提案にまだ同調してくだらないのは、国家、国民のため、きわめて残念なこととございませう。（拍手）それは、日本の非核武装宣言に關連し、また核実験の即時無条件禁止とともに、相対立する両陣營の軍事的緊張を緩和する方法として、われわれは、東西の兵力が現に相対峙している非常に危険な地帯に非核武装地帯を設けることが最も緊急かつ必要であると思ふからであります。特に、ドイツ、ヴェトナム、朝鮮を中心とした地帯には核兵器を持ち込まず、さらに、ここから東西兩軍隊を引き離すためにも、日本は、朝鮮、ヴェトナムはもちろん、中ソの太平洋沿岸を含む北西太平洋地域の非核武装化のため、政府はもちろん、与野党一体となつて全世界に呼びかける必要があらうと思ふのであります。同時に、日本政府は、アジアの關係諸國と話し合うための具體的提案を行うことも必要でございませう。今日のごとき軍拡競争の激しい段階において、日本がかかる積極的態度を打ち出すことを、世界の民衆は強く要求いたしておるのであります。これらの問題を取り上げることは、巨頭會議の開催に對し何れ今日までなすところのなかつた政府にとつて、今日どうしても不可欠であると存じます。何とならば、それは、世界唯一の核爆発被害國としての日本が、これらの問題が巨頭會議で討議されることを要求

するのは当然の権利であると思ふからであります。かくて、私は、最後に、本院がこの意義ある決議を行うと同時に、さらに一歩を進めて、少くとも日本が独力でい行得る最も効果的な緊張緩和への方策として、かつまた、日本の平和と安全への措置の一端として、日本の非核武装宣言案を賛議することに對し、自由民主党諸君が進んで賛同されんことを期待して、私の討論を終りたいと存じます。（拍手）

○議長（益谷秀次君）これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長（益谷秀次君）御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。（拍手）

この際、石井國務大臣から発言を求められております。これを許します。

國務大臣石井光次郎君。

〔國務大臣石井光次郎君登壇〕

○國務大臣（石井光次郎君）原水爆実験禁止につきましては、政府におきまして、しばしば關係諸國にその実現方を訴え、かつ、國際連合にも独自の提案を行い、國際的世論の喚起に努める等、努力を重ねてきた次第でございませう。ただいまの御決議につきましては一段と心強く感ずるものでございまして、今後一そうわが國民の訴えが聞き

（拍手）核兵器の導入の準備が着々と進められ、これと並行して東歐諸國で同じような動きが行われているのであります。しかし、國民の多くはこれに反對し、ロンドンでは、御承知の通り、過ぐる四日、一万余に上る大衆が核武装反對の集會に参加し、翌五日、ニューヨークにおいては、國連本部前で核兵器反對のデモ行進が行われ、あるいはアメリカ上院議員の一部で実験禁止を政府に勧告する動きが活発化し、また、数日前、西独フランクフルト市議會は、核武装部隊に對して、建物初め水道、ガス、電氣など公共サービスを拒否す

る旨の決議すら行なつていたのであります。この國際的運動の高まりに對して、われわれは無上の喜びを感ずるものであります。しかも、このことは、反面、過去二カ年間の日本政府のつてきた態度に對して、あたかも皮肉を浴びせかけたようにすら見受けられるではありませうか。今や、A.A.諸國に加えて、東京、ロンドン、ボンを結ぶ核兵器反對の強力なラインがしかれ、この運動が急速に台頭しつつあるのであります。

（拍手）以上のごとき情勢下で、本院がここに核実験の即時無条件禁止を、大國間の協定その他の方法によつて実現を見ることが、所要の外交措置を積極的にとることを政府にあらためて要求する決議を行うことは、重ねて意義深いことであらうと考えるのであります。

（拍手）核実験が国際協定に基き即時無条件に禁止されるならば、それが米ソの無制限な核兵器生産競争を停止せしめるばかりか、核兵器の貯蔵及び使用禁止の道を開くことは申すまでもないと思ふます。もちろん、日本が実験禁止協定の直接当事者でないことは言ひまでもございせん。しかし、ここに日本みずからが核兵器禁止への直接当事者たり得る、一つの、しかも実行可能な方法があると存じます。それは、かねてわが党が主張している通り、日本みずからが核兵器及び核ミサイルによる

装備を永久に保持せずとの宣言を発するとともに、いかなる第三国によるを問わず、これらの兵器を日本に持ち込むことを許さないことを全世界に宣言することでありませう。（拍手）この宣言が衆参両院において可決されるならば、単に総理の国会における答弁を通じて行われた核武装否認の消極的な意思表示と異なり、国際政治における客観的な力となつて、すばらしい効果を上げ得るものと確信をいたすのであります。（拍手）すなわち、オーストラリアの中立宣言に見るごとく、日本国会が可決した非核武装宣言を各国に送付し、これに対する各国の確認に關する政府外交文書を受け取るならば、これは一種の国際的取りきめとなつて効力を生ずるからであります。かつ、また、その結果、日米安保条約をたてに、アメリカが日本に核兵器を導入せんとする野望を完全に不可能ならしめるからであります。（拍手）これこそ核兵器禁止に対するわれわれの最も手近な方法でございまして、また、国民のひとしく希望しているところでありまして、それゆゑに、われわれは常にその実現を強調し続けているのであります。

（拍手）たえた日本社会党の提案にまだ同調してくだらないのは、国家、国民のため、きわめて残念なこととございませう。（拍手）それは、日本の非核武装宣言に關連し、また核実験の即時無条件禁止とともに、相対立する両陣營の軍事的緊張を緩和する方法として、われわれは、東西の兵力が現に相対峙している非常に危険な地帯に非核武装地帯を設けることが最も緊急かつ必要であると思ふからであります。特に、ドイツ、ヴェトナム、朝鮮を中心とした地帯には核兵器を持ち込まず、さらに、ここから東西兩軍隊を引き離すためにも、日本は、朝鮮、ヴェトナムはもちろん、中ソの太平洋沿岸を含む北西太平洋地域の非核武装化のため、政府はもちろん、与野党一体となつて全世界に呼びかける必要があらうと思ふのであります。同時に、日本政府は、アジアの關係諸國と話し合うための具體的提案を行うことも必要でございませう。今日のごとき軍拡競争の激しい段階において、日本がかかる積極的態度を打ち出すことを、世界の民衆は強く要求いたしておるのであります。これらの問題を取り上げることは、巨頭會議の開催に對し何れ今日までなすところのなかつた政府にとつて、今日どうしても不可欠であると存じます。何とならば、それは、世界唯一の核爆発被害國としての日本が、これらの問題が巨頭會議で討議されることを要求

するのは当然の権利であると思ふからであります。かくて、私は、最後に、本院がこの意義ある決議を行うと同時に、さらに一歩を進めて、少くとも日本が独力でい行得る最も効果的な緊張緩和への方策として、かつまた、日本の平和と安全への措置の一端として、日本の非核武装宣言案を賛議することに對し、自由民主党諸君が進んで賛同されんことを期待して、私の討論を終りたいと存じます。（拍手）

○議長（益谷秀次君）これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長（益谷秀次君）御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。（拍手）

この際、石井國務大臣から発言を求められております。これを許します。

國務大臣石井光次郎君。

〔國務大臣石井光次郎君登壇〕

○國務大臣（石井光次郎君）原水爆実験禁止につきましては、政府におきまして、しばしば關係諸國にその実現方を訴え、かつ、國際連合にも独自の提案を行い、國際的世論の喚起に努める等、努力を重ねてきた次第でございませう。ただいまの御決議につきましては一段と心強く感ずるものでございまして、今後一そうわが國民の訴えが聞き

昭和三十三年四月十八日 衆議院會議第三十二号 企業担保法案

入れられまするより各般の手段を講ずる所存でございます。(拍手)

企業担保法案(内閣提出、参議院送付)

送付)

○山中貞則君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、企業担保法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

企業担保法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員理事林博君。

企業担保法案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月十九日

内閣総理大臣 岸 信介

企業担保法

目次

第一章 企業担保権(第一条第十

九条)

第二章 企業担保権の実行

第一節 総則(第十条—第十八

条)

第二節 実行手続の開始(第十九条—第二十九条)

第三節 会社の総財産の管理

(第三十条—第三十六条)

第四節 換価(第三十七条—第

五十五条)

第五節 配当(第五十一条—第

五十五条)

第六節 雑則(第五十六条—第

五十九条)

第三章 罰則(第六十条—第六十

二条)

附則

第一章 企業担保権

(企業担保権)

第一条 株式会社(以下「会社」といふ。)の総財産は、その会社の発行する社債を担保するため、一体として、企業担保権の目的とすることができる。

2 企業担保権は、物権とする。

(効力)

第二条 企業担保権者は、現に会社に属する総財産につき、他の債権者に先だつて、債権の弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、会社の財産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売の場合には、適用しない。(設定及び変更)

第三条 企業担保権の設定又は変更を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。

(登記)

第四条 企業担保権の得喪及び変更

は、会社の本店の所在地において、株式会社登記簿にその登記をしなければ、効力を生じない。ただし、一般承継、混同又は担保する債権の消滅による得喪及び変更については、この限りでない。

2 企業担保権の登記に關し必要な事項は、政令で定める。

(順位)

第五条 数個の企業担保権相互の順位は、その登記の前後による。

(他の権利との関係)

第六条 会社の財産の上に存する権利は、企業担保権の登記の後に對抗要件を備えたものでも、企業担保権者に対抗することができる。

第七条 一般の先取特権は、企業担保権に優先する。

2 特別の先取特権、質権又は抵当権は、その権利の目的となつている財産につき、企業担保権に優先する。

(会社の合併)

第八条 合併により消滅する会社の総財産を目的とする企業担保権は、合併後存続する会社又は合併により設立される会社の総財産につき、効力を有する。

2 合併をする会社の双方の総財産が企業担保権の目的となつているときは、合併後の企業担保権の順位に關する企業担保権者間の協定がなければ、合併をすることができない。

3 合併の無効の訴は、企業担保権者も、提起することができる。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百九十六条、第三百七十四条、第三百七十五条中順位の譲渡及び放棄に關する部分、第三百七十六条及び第三百九十六条の規定は、企業担保権に準用する。

第二章 企業担保権の実行

第一節 総則

(管轄)

第十条 企業担保権の実行は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(実行の申立)

第十一条 企業担保権の実行は、企業担保権者の申立によつてする。(任意的口頭弁論)

第十二条 実行手続に關する裁判は、口頭弁論を経ないですることが出来る。

(公告)

第十三条 この章の規定によつてする公告は、別段の定めがない限り、官報及び裁判所の定める一個又は数個の新聞紙に掲載してする。

2 前項の規定による公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(利害關係人)

第十四条 実行手続における利害關係人は、次に掲げる者とする。

一 申立人

二 会社

三 申立人以外の企業担保権者

四 第二十二條第一項の規定による公告の最終の掲載があつた日又は第二十三條第一項の規定による実行手続の開始の登記の日

のうちいずれか遅い日において

て、会社の財産につき、登記若しくは登録した権利又は仮登記若しくは仮登録により保全される権利を有する者として、その権利を証明した者

五 前号に掲げる者を除くほか、会社の財産につき、実行手続において主張することが出来る権利を有する者として、その権利を証明した者

(報告の徴取)

第十五条 裁判所は、利害關係を有する者の申請により、又は職権で、管財人に、会社の財産又はその管理若しくは換価の状況に關する報告をさせることができる。

(書類の閲覧等)

第十六条 利害關係を有する者は、裁判所書記官に、実行手続に關する書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

(民事訴訟法の準用)

第十七条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第一編から第四編までの規定を準用する。

2 民事訴訟法第五百十三條、第五百四十四條、第五百四十九條から第五百五十一條まで、第五百五十四條、第五百五十五條及び第五百五十八條の規定は、実行手続に關し準用する。

(政令等への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、実行手続に關し必要な事項で、登記又は登録に關するものは

政令で、その他のものは最高裁判所が定める。

第二節 実行手続の開始

(開始決定)

第十九条 実行手続の開始は、決定とする。

第二十条 実行手続の開始の決定は、同時に、企業担保権者のために会社の総財産を差し押さえる旨を宣言しなければならない。

2 差押は、決定を会社に送達することによつてその効力を生ずる。

第二十一条 裁判所は、実行手続の開始の決定と同時に、管財人を選任しなければならない。

(公告)

第二十二条 裁判所は、実行手続の開始の決定をしたときは、ただちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 実行手続の開始の決定の主旨

二 管財人の表示

三 会社の債務者及び会社の財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨

四 一般の優先権を有する会社の債権者（租税その他の公課については、その賦課徴収の事務を掌る機関）は、その債権を一定の期間内に裁判所に届け出るべき旨

五 特別担保を有する会社の債権者は、その担保権を一定の期間内に裁判所に届け出るべき旨

2 裁判所は、管財人又はその表示に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

く、その旨を公告しなければならない。

3 第一項第三号の届出を怠つた者は、これによつて会社の総財産に生じた損害を賠償しなければならない。

(登記及び登録)

第二十三条 管財人は、実行手続の開始の決定があつたときは、遅滞なく、実行手続の開始の登記及び管財人の登記を会社の本店の所在地を管轄する登記所に申請しなければならない。

2 前項の規定は、管財人又はその表示に変更があつた場合における管財人の更迭又はその表示の変更の登記に準用する。

第二十四条 管財人は、実行手続の開始の決定があつたときは、遅滞なく、会社の財産で登記又は登録をすることができるとのものについて、実行手続の開始の登記又は登録を申請しなければならない。

第二十五条 前二条の規定による登記及び登録については、登録税を課さない。

(会社の債務者への通知)

第二十六条 管財人は、実行手続の開始の決定があつたときは、遅滞なく、会社の債務者に、会社のその債務者に対する債権が差し押えられた旨を通知しなければならない。ただし、債務を負担することを管財人に届け出た債務者に対しては、この限りでない。

(差押の對抗)

第二十七条 第二十条の規定による差押は、善意の第三者に対しては、第二十二条第一項の規定による公告及び第二十三条第一項の規定による実行手続の開始の登記の後でなければ、対抗することができない。その公告及び登記の後でも、第三者が正当の理由により差押を知らなかつたときは、同様とする。

2 前項の公告及び登記の後には、会社の法律行為によらないで会社の財産に関して権利を取得しても、その取得は、実行手続に対する関係においては、その効力を主張することができない。

(他の手続の失効)

第二十八条 実行手続の開始の決定があつたときは、会社の財産に対してすでになされてゐる債権若しくは担保権に基づく強制執行、仮差押、仮処分若しくは担保権の実行としての競売手続又は国税徴収法（明治三十九年法律第二十一号）による滞納処分若しくは国税徴収の例による滞納処分は、実行手続に対する関係においては、その効力を失う。

(民事訴訟法の準用等)

第二十九条 民事訴訟法第六百四十五条第一項及び第二項の規定は、実行手続の開始の決定があつた場合における他の実行の申立に準用する。

2 前項の規定により準用される民事訴訟法第六百四十五条第二項の規定により、実行の申立が実行手続の開始の決定を受けた効力を生じたときは、従前の管財人は、引き続き、その後の手続における管財人となる。

第三節 会社の総財産の管理

(管財人)

第三十条 管財人は、裁判所が選任する。この場合においては、裁判所は、申立人の意見をきかなければならない。

2 信託会社、銀行その他の法人は、管財人となることができる。

3 管財人は、その職務を行つた場合において必要があるときは、補助者を使用することができる。

第三十一条 裁判所は、利害関係人の申請により、又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、申立人の意見をきき、かつ、その管財人を審尋しなければならない。

第三十二条 実行手続の開始の決定があつたときは、管財人は、会社の総財産を保全するため、これを管理する。

2 管財人は、会社の商品及び有価証券を売却することができる。

3 管財人は、会社の債権を直接に取り立てることができる。

(説明義務)

第三十三条 会社の取締役及び監査役は、管財人の請求により、会社の財産に関し、必要な説明をしなければならない。

(財産明細表)

第三十四条 管財人は、最高裁判所の定めるところにより、会社の総財産につき財産明細表を作成し、その原本を裁判所に提出しなければならない。

(管理費用及び報酬)

第三十五条 管財人は、会社の金銭を費用及び報酬に充てることができる。

2 申立人は、管財人の請求により、費用及び報酬を立て替へなければならない。

(破産法の準用)

第三十六条 破産法（大正十一年法律第七十一号）第五百九条、第六十条、第六十二条から第六十六条まで及び第六十九条の規定は管財人に、同法第八十五条から第八十七条までの規定は会社の財産の管理に準用する。この場合において、同法第六十二条中「破産財団」とあるのは「会社ノ財産」と、第八十七条中「裁判所書記官ハ」とあるのは「裁判所書記官ハ管財人ノ請求ニ因リ」と読み替へるものとする。

第四節 換価

(換価の方法)

第三十七条 会社の総財産（金銭を除く。以下この節において同じ。）の換価は、一括換価又は任意売却によつてする。

(最低競売価額)

第三十九条 前条の規定による会社の総財産の評価額は、最低競売価額とする。

(競売期日及び競落期日)

第四十条 競売期日は管財人が、競落期日は裁判所が定める。

第四十一条 管財人は、競売期日、せり売又は入札の期、競落期日及び最高裁判所の定める事項を公告しなければならない。

第四十二条 競売期日は、前条の規定による公告の後十四日を経過した日以後でなければならない。

2 競売期日は、管財人が開く。

3 管財人は、競売期日に、競売につき調書を作らなければならない。

第四十三条 競落期日は、競売期日から起算して十四日を過ぎることができない。

2 競落期日は、裁判所が開く。

(競落の効果)

第四十四条 会社の総財産は、代金の支払があつた時に、競落人に移転する。

2 前項の場合には、競落人は、会社の営業に関する行政庁の許可、認可、免許その他の処分に基づく地位を承継する。ただし、その承継に關し他の法令に禁止又は制限の規定があるときは、その定に従う。

(任意売却)

第四十五条 任意売却は、裁判所の認可を受けて、管財人が実施する。ただし、企業担保権者、特別担保を有する債権者又は会社の申出があつた場合において、管財人が、企業担保権者全員及び、特別

担保の目的となつてゐる財産については、その特別担保を有する債権者の同意を得たときに限る。

2 裁判所は、前項の認可の申請があつたときは、鑑定人に、売却価額の鑑定をさせることができる。

3 会社の総財産の一部の売却代金から実行手続の費用を控除して、企業担保権者及びこれに優先する債権者の債権を弁済することができるときは、他の財産を売却してはならない。

第四十六条 特別担保の目的となつてゐる財産は、各別に売却しなければならない。

第四十七条 第四十五条第一項の規定による認可を受けなかった売却は、無効とする。ただし、その無効は、善意の買受人又は転得者に対しては、主張することができない。

(有価証券の名義書換)

第四十八条 記名の有価証券が売却されたときは、管財人は、名義書換のため必要な行為をすることができ。

(指名債権の譲渡の通知)

第四十九条 指名債権が売却されたときは、管財人は、その旨を債権者に通知しなければならない。

2 前項の通知があつたときは、競落人又は買受人は、指名債権の取得を債権者その他の第三者に対抗することができない。

(民事訴訟法の準用)

第五十条 民事訴訟法第六百四十九条、第六百五十六条、第六百六十二条から第六百七十四条まで、第六百七十六から第六百八十五条

まで、第六百八十八条及び第七百三条から第七百五十五条までの規定は、換価に關し準用する。この場合において、同法第六百六十二条及び第六百六十二条ノ二第一項中「本款」とあるのは「企業担保法」と、第六百六十三条及び第六百六十七條第一項第三号中「執行記録」とあるのは「財産明細表及び財産ノ評価ニ關スル書類」と、同項中「左ノ諸件」とあるのは「左ノ諸件及び最高裁判所ノ定ムル事項」と、第六百七十条第一項中「裁判所」とあるのは「管財人」と、第六百七十二条第四号中「第六百五十八条」とあるのは「企業担保法第四十一条」と、同条第六号中「第六百五十九条」とあるのは「企業担保法第四十二条第一項」と、第六百七十六条中「職權ヲ以テ新競売期日ヲ」とあるのは「新競売期日ヲ」と、第六百八十五條中「第六百五十五条乃至第六百五十七条」とあるのは「第六百五十六条及び企業担保法第三十八條乃至第四十一条」と読み替へるものとする。

第五節 配当

(金銭の引渡及び計算書等の提出)

第五十一条 換価が完了したときは、管財人は、裁判所の指定する日に裁判所書記官に、会社の金銭を引き渡し、職務の執行に關する費用の計算書及びその証明書類並びに、任意売却により換価したときは、換価に關する報告書を提出しなければならない。

(配当)

第五十二条 裁判所は、一括競売による売却代金、前条の規定により

引渡を受けた金銭並びに第三十五条第一項の規定により管財人が費用及び報酬に充てた金銭の合計額から実行手続の費用を控除して、まず企業担保権者及びこれに優先する債権者に配当し、その残余を他の債権者に配当しなければならない。

第五十三条 特別担保を有する債権者の受けるべき配当額は、その特別担保の目的となつてゐる財産の価額から、前条の合計額に対するその財産の価額の割合を算定し、その費用に乘じて得た額を控除した額を限度とする。

2 特別担保の目的となつてゐる財産の価額は、一括競売により換価したときは、第三十八条第一項の規定による会社の総財産の評価額に対する同項の規定によるその財産の評価額の割合を算定し、その売却代金に乘じて得た額、任意売却により換価したときは、その売却価額とする。

(登記及び登録)

第五十四条 管財人は、企業担保権者及びこれに優先する債権者の配当表が実施されたときは、遅滞なく、次に掲げる登記及び登録を申請しなければならない。

一 企業担保権の登記及び第二十条の規定によつてされた登記のまつ消

二 登記又は登録のされた会社の財産について、消滅した権利の登記又は登録及び第二十四条の規定によつてされた登記又は登録のまつ消並びに競落人又は買受人の権利の取得の登記又は登録

2 前項第一号の登記の申請に要する費用は、実行手続の費用とし、同項第二号の登記又は登録の申請に要する費用は、競落人又は買受人の負担とする。

(民事訴訟法の準用)

第五十五条 民事訴訟法第六百四十六條及び第六百九十一条から第六百九十九條までの規定は、配当に關し準用する。この場合において、同法第六百四十六條第二項中「競落期日ノ終ニ至ルマデ」とあるのは「一括競売ニ依り換価スル場合ニ於テハ競落期日ノ終ニ至ルマデ任意売却ニ依り換価スル場合ニ於テハ裁判所ガ定メテ公告シタル日マデ」と、同法第六百九十二条第一項中「競落期日マデ」とあるのは「一括競売ニ依り換価スル場合ニ於テハ競落期日マデ任意売却ニ依り換価スル場合ニ於テハ裁判所ガ定メテ公告シタル日マデ」と読み替へるものとする。

第六節 雜則

(差押の消滅)

第五十六条 実行の申立の取下があつたときは、第二十条の規定による差押は、消滅する。

(会社への財産の引渡)

第五十七条 裁判所は、会社の申立により、又は職權で、第四十五条第三項の規定により売却の禁止される会社の財産について、会社に引き渡すべき旨を管財人に命ずることができ。

2 前項の規定による裁判所の命令により管財人が会社に引き渡した財産については、第二十条の規定

による差押は、その引渡の時に消滅する。

(申立の取下等の公告)

第五十八條 裁判所は、実行手続が実行の申立の取下又は実行手続の開始の決定の取消により終結したときは、ただちに、その旨を公告しなければならない。

(申立の取下等の場合の登記及び登録)

第五十九條 管財人は、実行手続が実行の申立の取下又は実行手続の開始の決定の取消により終結したときは、遅滞なく、第二十三條又は第二十四條の規定によつてされた登記又は登録のまつ消を申請しなければならない。第五十七條第二項の規定により差押の消滅した財産についても、同様とする。

第三章 罰則

(取賄罪)

第六十條 管財人又はその代理人がその職務に関しわいろを受取し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 管財人が法人であるときは、管財人の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関しわいろを受取し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3 管財人が法人である場合において、その役員又は職員が管財人の職務に関し管財人にわいろを受取させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人である管財人が取

受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄罪)

第六十一條 前条第一項若しくは第二項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(説明義務違反の罪)

第六十二條 第三十三條の規定により説明の義務のある者が、正当の理由がないのにその説明をせず、又は虚偽の説明をしたときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(被担保債権の特例)

2 当分の間、第一条の規定にかかわらず、会社の総財産は、日本開発銀行の会社に対する貸付金で次に掲げるものを担保するためにも、企業担保権の目的とすることができ、

一 日本開発銀行と国際復興開発銀行との契約に基く貸付金

二 貸付の際現に前号の貸付金を借り受けている会社に対する同号以外の貸付金

三 この法律の施行の際現に効力を有する他の法律により、日本開発銀行の貸付金のため会社の総財産につき先取特権が生ずることとされている会社に対する貸付金

3 前項の規定により企業担保権を設定した会社は、企業担保権が消滅した後でなければ、有限会社に組織を変更することができない。

(担保附社債信託法の二部改正)

4 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項に次の一号を加える。

十三 企業担保

第七十三條中「第三百七十五條」を「第三百七十五條(順位ノ譲渡及放棄ニ關スル部分ヲ除ク)」に改める。

第七十五條の次に次の一条を加える。

第七十五條ノ二 受託会社ハ社債権者集會ノ決議ニ依リ担保權ノ順位ヲ譲渡シ又ハ放棄スルコトヲ得

第七十六條中「前二條」を「前三條」に改める。

第八十二條第一項中「社債権者集會ノ決議ニ依リ」を削る。

第八十三條第一項中「又ハ競売法ニ依リ申立若ハ委任」を「競売法ニ依リ競売ノ申立若ハ委任ヲ為シ又ハ企業担保權ノ実行ノ申立」に改める。

(銀行等の事務の簡素化に關する法律の一部改正)

5 銀行等の事務の簡素化に關する法律(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ社債ヲ担保スル權利ノ順位ノ譲渡又ハ放棄ニ付之ヲ準用ス

ラ準用ス

(商法の一部改正)

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三百八十三條第一項中「及和議手続」を「和議手続及企業担保權ノ実行手続」に改め、同条第二項中「若ハ仮処分」を「仮処分若ハ企業担保權ノ実行」に、「及仮処分」を「仮処分及企業担保權ノ実行手続」に改める。

(破産法の一部改正)

7 破産法の一部を次のように改正する。

第五十五條に次の一項を加える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ設定、移轉又ハ變更ニ關スル登記ニ付之ヲ準用ス

第七十條第一項中「又ハ仮処分」を「仮処分又ハ企業担保權ノ実行手続」に改める。

(会社更生法の一部改正)

8 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「若しくは競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続」を「競売法(明治三十一年法律第十五号)」に改める。

第三十八條第三号中「破産回避」を「破産回避又は企業担保權の実行の回避」に改める。

第五十八條に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、企業担保權の設定、移轉又は變更に關する登記に準用する。

第六十七條第一項中「及び競売法による競売」を「競売法による競売及び企業担保權の実行」に、「及び競売法による競売手続」を「競売法による競売手続及び企業担保權の実行手続」に改める。

(登録税法の一部改正)

9 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條ノ七の次に次の一条を加える。

第三條ノ八 企業担保權ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムベシ

一 企業担保權ノ取得 債權金額 千分ノ一・五

二 抹消シタル登記ノ回復 毎一件 金三百円

三 附記登記 毎一件 金三百円

四 登記ノ更正、變更又ハ抹消 毎一件 金三百円

第十六條ノ五に次の一項を加える。

信託契約ニ依ル物上担保附社債ニシテ其ノ總額ノ數回ニ分チ発行スルモノノ企業担保權ニ關シ登記ヲ受クル場合ニ於ケル登録

六九三

昭和三十三年四月十八日 衆議院會議録第三十二号 企業担保法案

税三関シテハ第一項ノ規定ニ準ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

10 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項中「及び抵当権」を、「抵当権及び企業担保権」に改める。

第二十七條第一項中「又は抵当権」を、「抵当権又は企業担保権」に改める。

11 国税徴収法の一部を次のように改正する。

第二條第四項及び第六項中「競売」を「競売若ハ企業担保権ノ実行手続」に改め、同條第六項中「又ハ競売費用」を「競売費用又ハ企業担保権ノ実行手続ノ費用」に改める。

第四條ノ一中第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

第五條中「更生手続」を「更生手続又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七條ノ四第四項中「競売」を「競売若ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

12 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第四項中「及び第四号の場合における競売費用」を、「第

四号の場合における競売費用並びに第五号の場合における企業担保権ノ実行手続ノ費用」に改め、同項に次の一号を加える。

五 企業担保権ノ実行手続ノ開始があつたとき。

第十六條第一項中第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始があつたとき。

第十六條ノ四第五項中「競売」を「競売若しくは企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七十一條、第七十二條の七十一、第七十三條の三十九、第五百二條、第五百三十七條、第五百七十七條、第五百八十八條、第五百九十二條、第五百九十四條、第五百九十五條、第六百九十八條、第七百七十五條、第七百九十一條の二十一及び第七百三十一條中それぞれ第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始があつたとき。

13 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十九條ノ二中第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

14 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十二條ノ三第一項中第三号の次に次の一号を加える。

三ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

15 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條ノ五中第三号の次に次の一号を加える。

三ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始があつたとき。

16 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第八十五條中第一号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 企業担保権ノ実行手続ノ開始があつたとき。

17 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第七号中「前三号」を「第四号から前号まで」に改め、同條中同号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 債務者の財産について企業担保権ノ実行手続ノ開始があつたこと。

理由
株式会社の資金の調達を円滑にするため、株式会社総財産を一体として担保の目的とする簡易で合理的な担保制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

企業担保法案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月二十四日
衆議院議長 松野 鶴平
衆議院議員 谷本 秀次郎

報告書は會議録に掲載

〔林博君登壇〕

○林博君 ただいま議題となりました企業担保法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の概要を御紹介申し上げますと、現在、株式会社が社債を発行する場合、工場財団その他の各種財団担保を利用していることは、御承知の通りであります。しかしながら、近代化せられた今日の大企業におきましては、その企業施設に財団を設け、さらに、設備のひんばんな改修、変動に伴つて、そのつど財団の組成物件について変更の手続をするといふことは、きわめて煩雑であるばかりでなく、多大の時間と費用を要し、かなり

の不便を来している実情にあるのであります。本案は、右のような不利を便を除くために、株式会社の総財産をその変動するまでの状態において社債の担保に供する、簡易でかつ合理的な新しい担保制度を創設し、もつて株式会社の営業資金の調達を円滑ならしめようとするものであります。

以下、本案の内容のおもな点を申し上げますと、第一に、株式会社の総財産は、その社債を担保するため、企業担保権の目的とすることができ、ただ、当分の間、例外的に、国際復興開発銀行からの借款等の特殊性にかんがみ、日本開発銀行の特殊の貸付金を担保するためにも同様のことを認めようとするものであります。

第二に、企業担保権は物件とし、その得喪変更を目的とする契約は公正証書によつて行い、かつ、会社の本店所在地における株式会社登記簿に登記することによつてその効力を生ずるものであります。

第三に、企業担保権は、会社企業の運営に伴つて常時変動するそのときどきの状態における会社の総財産に効力が及ぶものとされ、また先取特権、質権及び抵当権よりも常に後順位にあるものであります。

第四に、企業担保権が実行されたときは、差し押えによつて会社の総財産が固定し、この総財産を管財人が一括競売または任意売却するものであつ

て、その換価代金は企業担保権者及びこれに優先する債権者に配当し、その残余を無担保債権者に配当するものとしております。

さて、当委員会におきましては、企業担保制度が、現行のわが国の一物一権主義による大陸法系の担保制度に対し、英国のフローティング・チャージに範をとった全く画期的な制度を導入せんとする重要性にかんがみまして、終始熱心なる審議を続けて参つたのであります。

なお、その間、大企業、中小企業、金融界、学界より参考人を招致し、本案に対する意見を聴取いたしました。が、いづれも賛成でありました。本案の成立に強い要望がありました。これらの詳細につきましては会議録に譲りたいと存じます。

かくて、本日質疑を終了し、討論なく、採決に入りましたところ、本案は全会一致をもって政府原案通り可決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

首都圏市街地開発区域整備法案
(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、首都圏市街地開発区域整備法案を議題となじ、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。

首都圏市街地開発区域整備法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長西村直己君。

首都圏市街地開発区域整備法案
右
昭和三十二年四月十二日
内閣総理大臣 岸 信介

第一条 この法律は、首都圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に必要事項を定め、市街地開発区域を工業都市又は住居都市として発展させることを目的とする。

(定義)
第三条 この法律で「市街地開発区域」とは、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号。以下「法」と

いう。第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

(市街地開発区域の都市計画)
第三条 建設大臣は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条

第二項の規定により市街地開発区域により都市計画区域を決定しようとするときは、同項の規定にかかわらず、関係市町村の意見をきくことを要しない。

2 建設大臣は、法第二十二條第三項の規定により市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画(法第二十一條第三項の整備計画をいう。以下同じ。)の送付を受けたときは、すみやかに当該整備計画に從つて都市計画法の規定による都市計画を決定するように努めるものとする。

(国の援助)
第四条 国は、事業計画(法第二十一條第四項の事業計画をいう。以下同じ。)に基いて市街地開発区域の整備のために土地区画整理事業、工業用水道の布設その他の事業を実施する地方公共団体に対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(宅地の造成等についての配慮)
第五条 地方公共団体又は日本住宅公団が事業計画に基いて市街地開発区域内において一団地の宅地を造成する場合においては、関係行政機関の長は、その宅地の造成が円滑に遂行されるように配慮するものとする。

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)

に基く財政再建団体である地方公共団体(以下この条において「財政再建団体」という。)が事業計画に基いて市街地開発区域の整備のための事業を実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同法第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に當つて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。

2 前項の規定は、事業計画に基いて市街地開発区域の整備のための事業を実施する地方公共団体で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行う場合においては、当該地方公共団体について準用する。

(国有財産の売却代金等の特約)
第七条 各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)は、工業都市として発展させることを適当とする市街地開発区域内において政令で定める製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業を営む者に対し、その事業に必要な工場又は政令で定めるその他の施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、当該市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画に

照らして適当であると認められるときは、その売却代金又は交換差金について、確実な担保を徴し、かつ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができ、

2 各省各庁の長は、前項の規定により延納の特約をしようとするときは、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者の管理が適当でないことを認めるときは、ただちにその特約を解除しなければならない。

(鉄道又は軌道の敷設等のための資金のあつせん)
第八条 委員会は、一般公衆の利用に供する鉄道又は軌道で市街地開発区域を育成発展させるため必要であると認められるものを敷設する者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。

2 委員会は、市街地開発区域内における工業その他の施設の施設又は増設で当該市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画に照らして適当であると認められるものとする者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 首都圏整備法の一部を次のように改正する。

第三十二条中「国は」の下に「別
に法律で定める場合のほか、」を
加える。

理由
市街地開発区域内における宅地の
造成その他市街地開発区域の整備に
関し必要な事項を定める必要がある。
これが、この法律案を提出する
理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔西村直己君登壇〕

○西村直己君 たいだいま議題となりま
した首都圏市街地開発区域整備法案に
つきまして、建設委員会における審査
の経過並びに結果を御報告申し上げま
す。

本法律案の基本法ともいへべき首都
圏整備法は昭和三十一年に制定された
のでありますが、その第二十六条にお
きまして、「市街地開発区域の整備に
関し必要な事項は、別に法律で定め
る。」と規定しており、本法律案はこの
条項に基いて提案されたものでありま
す。

以下、その要旨について簡単に申し
上げますと、第一に、市街地開発区域
の整備のために事業計画に基いて地方
公共団体が実施する土地区画整理事
業、工業用水道の布設その他の事業に
対して、国が必要な資金の確保その他
の援助に努めること、第二に、地方公
共団体または日本住宅公団が一団地の
宅地を造成する場合には、関係行政機

関がその宅地造成事業の円滑な遂行に
つき配慮すること、第三に、市街地開
発区域の発展に寄与するための鉄道、
軌道の新設を行おうとする者に対し、
また、市街地開発区域内に整備計画に
照らして定める工場を新設、増設しよ
うとする者に対して、首都圏整備委員
会がその建設資金のあつせんに努める
こと等、市街地開発区域の整備のため
に必要な事項を規定したものでありま
す。

本法律案は去る四月十四日本委員会
に付託されたのでありますが、審査の
内容の詳細は會議録に譲ります。

かくて、討論を省略して直ちに採決
いたしましたところ、本案は全会一致
をもって原案の通り可決すべきものと
決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よって、本案は委員長報告の
通り可決いたしました。

文部省設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

自治庁設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

總理府設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

建設省設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急
動議を提出いたします。すなわち、こ
の際、内閣提出、文部省設置法の一部
を改正する法律案、自治庁設置法の一
部を改正する法律案、總理府設置法の
一部を改正する法律案、建設省設置法
の一部を改正する法律案、右四案を一
括議題となし、委員長の報告を求め、
その審議を進められんことを望みま
す。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に
御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。

文部省設置法の一部を改正する法律
案、自治庁設置法の一部を改正する法
律案、總理府設置法の一部を改正する
法律案、建設省設置法の一部を改正す
る法律案、右四案を一括して議題とい
たします。委員長の報告を求めます。

内閣委員長福永健司君
文部省設置法の一部を改正する法
律案
昭和三十三年二月八日
内閣總理大臣 岸 信介
文部省設置法の一部を改正する
法律

文部省設置法(昭和二十四年法律
第四百十六号)の一部を次のように
改正する。

第六條第一項中「五局」を「六局」
に、「社会教育局」を「社会教育局」に
改め、同条の次に次の一条を加え
る。

(特別な職)

第六條の二 大臣官房に官房長を置
く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房
の事務を掌理する。

第七條第十四号の次に次の一号を
加える。

十四の二 広報に関すること。

第八條に次のただし書を加える。

但し、体育局の所掌に属するも
のを除く。

第八條第十二号を次のように改め
る。

十二 削除

第九條及び第十條に次のただし書
を加える。

但し、体育局の所掌に属するも
のを除く。

第十條第九号及び第十号を次のよ
うに改める。

九及び十 削除

第十條の次に次の一条を加える。

(体育局の事務)
第十條の二 体育局においては、左
の事務をつかさどる。

し、並びに指導、助言及び援助
を与えること。

イ 体育(運動競技及びレクリ
エーションを含む。以下同
じ。)の振興

ロ 学校保健(学校における保
健教育及び保健管理をいう。
以下同じ。)の向上

ハ 学校給食の普及充実

ニ 体育、学校における保健管理
及び学校給食のための補助に關
すること。

三 学校における体育、学校保健
及び学校給食の基準の設定に關
すること。

四 國際的又は全国的な規模にお
いて行われる運動競技に關し、
連絡し、及び援助すること。

五 國民体育館を管理し、及び運
営すること。

六 左のような方法によつて、体
育、学校保健及び学校給食のあ
らゆる面について、体育指導
者、教育職員その他の関係者に
対し、専門的、技術的な指導と
助言を与えること。

イ 手引書、指導書及び教材、
教員等の解説目録その他の出
版物等を作成し、及び利用に
供すること。

ロ 研究集会、講習会、展示会
その他の催しを主催し、又は
これに参加すること。

第十一條第十四号を次のように改
める。

十四 削除

第十二条第五号を次のように改める。

五 削除

第二十条第三項中「内部組織は」を「内部組織その他必要な事項については」に改め、同条第四項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国立近代美術館に分館として西洋美術館を置く。

第二十七条第一項の表目的の欄中「学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技」を「体育、学校保健及び学校給食」に改める。

附則第六項中「においては」及び「体育局においては、その所掌事務に係る初等中等教育に關しに」、「作成するものとする」を「作成するものとし、初等中等教育局がその連絡調整を行うものとする」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

理由

文部省に体育局を、大臣官房に官房長を置くとともに、国立近代美術館の分館として西洋美術館を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文部省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

文部省設置法の一部を改正する法律案に対する修正

文部省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条第一項の改正に關する部分及び同条の次に一條を加える改正に關する部分を次のように改める。

第六条第一項中「五局」を「六局」に、「社会教育局」を「社会教育局」に改める。

第七條第十四号の次に一號を加える改正に關する部分を削る。

第十條第九号及び第十号の改正に關する部分を次のように改める。

第十條第一号中「国立近代美術館」の下に、「国立西洋美術館」を加え、同條第九号及び第十号を次のように改める。

九及び十 削除

第十一條第十四号の改正に關する部分を削る。

第十二條第五号の改正に關する部分の次に次のように加える。

第十四條中「国立近代美術館」を「国立近代美術館」に改める。

第十五條第一項中「国立近代美術館」の下に「国立西洋美術館」を加える。

第二十條の改正に關する部分を次のように改める。

第二十条第一項中「国立近代美術館は」の下に、「国立西洋美術館の所掌に属するものを除き」を加え、同条の次に次の一條を加える。

(国立西洋美術館)
第二十條の二 国立西洋美術館は、昭和三十年十月八日に日本国政府

及びフランス政府間に成立した合意に基きフランス政府から日本国政府に寄贈された美術に關する作品並びに西洋美術に關するその他の作品及び資料を収集、保管して公衆の観覽に供し、あわせてこれに關連する調査研究及び事業を行う機關とする。

2 国立西洋美術館は、東京都に置く。

3 国立西洋美術館の内部組織は、文部省令で定める。

附則を次のように改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十條第一号、第十四條、第十五條第一項及び第二十條の改正規定並びに第二十條の次に一條を加える改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(国立西洋美術館の設置に關する経過規定)
2 昭和三十三年十二月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間、国立近代美術館に分館として西洋美術館を置くものとし、その内部組織その他必要な事項は、文部省令で定める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
自治庁設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月十二日

内閣總理大臣 岸 信介

自治庁設置法の一部を改正する法律

自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六條及び同條の前の見出しを次のように改める。

(特別な職)
第六條 長官官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて長官官房の事務を掌理する。

第八條の見出しを削り、同條第三項を同條第五項とし、同條第二項を同條第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 学識経験者のうちから任命される参事の任期は、二年とする。但し、再任されることができる。

第八條第一項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

自治庁に、参事十人以上を置く。

第九條中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を削り、同條第十九号中「他部」を「他局」に改め、同号を同條第十七号とする。

第十二條第一号中(地方税、入場税、地方道路税、特別とん

譲手税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交

付金、公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所在都道府県納付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に關するものを除くを企圖し、及び立案すること。を「を企圖し、及び立案すること。(税務局の所掌に属するものを除く)」に改め、同條第十号を同條第十三号とし、同條第九号の次に次の三號を加える。

十 地方公營企業法(昭和二十九年法律第二百九十二号)の施行に關すること。

十一 地方公共団体の財務に關係ある事務について報告を徴収し、調査し、及び助言すること。

十二 地方財政再建促進特別措置法の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により、財政再建団体について、その財政を監査し、及び財政運営の改善のための措置等を行うこと。

第十五條第四項中「とすること。」を「とすること。」に改める。

第二十三條の二に見出しとして「(新市町村建設促進中央審議會)」を附する。

第二十四條の二を削り、第二十四條の三を第二十四條の二とする。

附則
1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

附則

六九七

昭和三十三年四月十八日 衆議院會議録第三十二号 文部省設置法の一部を改正する法律案外三案

を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本部へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 南方連絡事務局設置法の廃止
(南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)は、廃止する。

(職員の引継)

3 この法律施行の際現に南方連絡事務局(日本政府南方連絡事務局を除く。)及び那覇日本政府南方連絡事務局の職員である者は、別に命令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、それぞれ特別地域連絡局及び那覇日本政府南方連絡事務局の職員となるものとす。

理由

総理府本府は、南方地域及び北方地域に関する事務を行わせるため、内部部局として特別地域連絡局を、南方地域における事務を行わせるため、附属機関として日本政府南方連絡事務局を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総理府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

総理府設置法の一部を改正する法律案に対する修正

総理府設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

建設省設置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年二月二十七日

内閣総理大臣 岸 信介

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法(昭和二十三年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号の三中「経理を行う」を「管理に関する」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 道路局に管理部及び建設部を置く。

2 管理部においては、局内事務の総合調整に関する事務、第三条第十三号に規定する事務(建設部の所掌に属するものを除く)、同条第十三号の二、第十三号の三、第十五号及び第十六号に規定する事務並びに同条第十三号に規定する事務で道路に関するものをつかさどる。

3 建設部においては、第三条第十三号に規定する事務のうち道路の新設、改築及び修繕に関する工事並びに維持並びにこれらの助成及び監督に関する事務、同条第十四号に規定する事務のうち道路の災害復旧工事の指導に関する事務並びに同条第二十六号の二から第二十六号の四までに規定する事務で道路に関するものをつかさどる。

第十二条中「左に掲げる事務」の下に「の全部又は一部」を加え、同条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 前号に掲げるものの外、

河川の国の直轄の維持その他の管理に関すること。

第十三条の見出しを「(名称、位置及び所管区域等)」に改め、同条第一項

の表中

関東地方建設局	東京都
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県	
中部地方建設局	名古屋市
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県	

を

関東地方建設局	東京都
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県	
中部地方建設局	名古屋市
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県	

に

中国四国地方建設局	広島市
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	

を

中国地方建設局	広島市
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	

に改

め、同条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 北陸地方建設局及び四国地方建設局においては前条第一号、第一号の二、第二号(営繕工事に係るものを除く)、第二号の二及び第二号の四から第五号までに掲げる事務を、その他の地方建設局にお

いては同条各号に掲げる事務を分掌する。

3 前条第一号の三、第二号(営繕工事に係るものに限る)及び第二号の三に掲げる事務に関しては、第一項の規定にかかわらず、新潟

県は関東地方建設局、富山県及び石川県は中部地方建設局、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は中国地方建設局の所管区域とする。

第十四条第一項を次のように改める。

地方建設局に、左の四部及び一室を置く。ただし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には、営繕部は、置かない。

総務部

河川部

道路部

営繕部

企画室

第十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の部の外、東北地方建設局及び関東地方建設局に用地部を置く。

附則

この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は同年八月一日から施行し、第十二条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に一号を加える改正規定は公布の日から施行する。

理由

道路局に管理部及び建設部を置くとともに、地方支分部局として北陸

昭和三十三年四月十八日 衆議院會議録第三十二号 議長の報告

地方建設局及び四国地方建設局を増設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する修正

建設省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条の次に一条を加える改正に関する部分次のように改める。

第五条第五項を次のように改める。

5 河川局及び道路局に、それぞれ次長一人を置く。

第十二条第一号の二の改正規定中「河川」の下に「及び道路」を加える。

第十四条第二項の改正に関する部分及び同条第一項の次に一項を加える改正に関する部分を削る。

附則中「同条第一号の次に一号を加える改正規定」を「同条第一号の次に一号を加える改正規定及び附則第二項の規定」に改め、附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 道路法の一部を改正する法律

(昭和三十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三條を次のように改める。

第三條 削除

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔福永健司君登壇〕

○福永健司君 議題四法案の内閣委員会における審査につき御報告申し上げます。

文部省設置法の一部を改正する法律案の要旨は、第一に、本省大臣官房に官房長を置くこと、第二に、本省内部部局として体育局を設置すること、第三に、国立近代美術館の分館として西洋美術館を設けることであります。

本法案は、二月八日本委員会に付託、十一日政府より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、自社共同提案にかかる修正案が提出され、山本正一委員より趣旨弁明がなされました。

その要旨は、第一に、官房長の新設は、行政機構簡素化の見地よりなお検討を加える必要があるもので、これを取りやめること。第二に、フランス政府の特別の好意にたえる上からも、西洋美術館は、その施設等が整備され、本格的に活動を開始することになると思われる昭和三十四年度以降は独立した機関とすること。第三は、施行期日を公布の日に変更すること等であります。

次いで、討論省略し、採決の結果、全会一致をもって本案は修正案通り修正議決すべきものと決しました。

次に、自治庁設置法の一部を改正する法律案は、自治庁の所掌事務の増加に伴い、その円滑な遂行をはかるため、長官官房に新たに官房長を置くか、学識経験者のうちから任命される者について新たな任期を定めることとし、また、財政再建債消化促進審議会の廃止などをその主要な内容としております。

本案は、二月十二日本委員会に付託、十三日提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了、討論省略、採決の結果、多数をもって本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、総理府設置法の一部を改正する法律案は、南方連絡事務局の名称を特別地域連絡局と改称して総理府の内部部局とし、あわせて、その所掌事務に政令で定める北方地域に関する事務を加え、また、日本政府南方連絡事務所を総理府の附属機関とすること等でありました。

本案は、去る二月二十一日日本委員会に付託、二十八日提案理由の説明を聴取、本日質疑を終了、山本正一委員より四月一日の施行日を公布の日に変更するとの修正案が提出され、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、建設省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、新道路整備五カ年計画に基く道路整備事業を強力に推進するため、道路局に管理部長及び建設部を新設するものであります。第二は、地方における河川、道路等の国の直轄事業量の増大に伴い、これらの事業

実施の万全を期するため、新たに北陸及び四国の両地方建設局を設けるとともに、地方建設局の内部部局を整備充実するものであります。第三は、現在の地理調査所の位置を千葉県より東京都に変更することでありました。

本案は、去る二月二十七日日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、本日質疑を終了いたしましたところ、山本正一委員より、行政機構簡素化の趣旨にかんがみ、道路局に管理、建設の二部を設置することを取りやめて、同局に次長一人を置くことにとどめ、また、東北、関東両地方建設局に用地部を新設することはこれを取りやめる旨の、自社共同提案にかかる修正案が提出され、討論省略、直ちに採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、自治庁設置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、文部省設置法の一部を改正する法律案外二案を一括して採決いたします。

また、三案の委員長報告はいずれも修正であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告の通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時十六分散会

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

外務大臣 藤山愛一郎君

文部大臣 松永 東君

建設大臣 根本龍太郎君

國務大臣 石井光次郎君

國務大臣 郡 祐一君

出席政府委員

總理府總務長官 今松 治郎君

○朗讀を省略した報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨十七日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨十七日地方行政委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 永田 亮一君(理事永田亮一君去る十一日委員辭任につきその補欠)

実施の万全を期するため、新たに北陸及び四国の両地方建設局を設けるとともに、地方建設局の内部部局を整備充実するものであります。第三は、現在の地理調査所の位置を千葉県より東京都に変更することでありました。

本案は、去る二月二十七日日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、本日質疑を終了いたしましたところ、山本正一委員より、行政機構簡素化の趣旨にかんがみ、道路局に管理、建設の二部を設置することを取りやめて、同局に次長一人を置くことにとどめ、また、東北、関東両地方建設局に用地部を新設することはこれを取りやめる旨の、自社共同提案にかかる修正案が提出され、討論省略、直ちに採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、自治庁設置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、文部省設置法の一部を改正する法律案外二案を一括して採決いたします。

また、三案の委員長報告はいずれも修正であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告の通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時十六分散会

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

外務大臣 藤山愛一郎君

文部大臣 松永 東君

建設大臣 根本龍太郎君

國務大臣 石井光次郎君

國務大臣 郡 祐一君

出席政府委員

總理府總務長官 今松 治郎君

○朗讀を省略した報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨十七日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨十七日地方行政委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 永田 亮一君(理事永田亮一君去る十一日委員辭任につきその補欠)

(常任委員辭任)

一、昨十七日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

薄田 美朝君 田村 元君
林 唯義君 青木 正君

久野 忠治君 南條 徳男君
法務委員 久野 忠治君 林 唯義君

久野 忠治君 林 唯義君
商工委員 有馬 英治君 淺沼稻次郎君

川崎 秀二君
運輸委員 今松 治郎君 古井 喜實君

通信委員 南條 徳男君 田村 元君
予算委員 久野 忠治君 牧野 良三君

決算委員 櫻井 奎夫君
議院運営委員 井出一太郎君

(常任委員補欠選任)

一、昨十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

青木 正君 南條 徳男君
久野 忠治君 薄田 美朝君

林 唯義君 田村 元君
法務委員 林 唯義君 久野 忠治君

商工委員 川崎 秀二君 井手 以誠君
有馬 英治君

運輸委員 古井 喜實君 今松 治郎君

通信委員

田村 元君 南條 徳男君
予算委員 井出一太郎君
決算委員 淺沼稻次郎君

議院運営委員 藤枝 泉介君
(議案提出)

一、昨十七日議員から提出した議案は次の通りである。

行政書士法の一部を改正する法律案
(木崎茂男君外八名提出)

日本の非核武装に関する決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

沖繩及び小笠原の施政権返還に関する決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

出水爆実験禁止に関する決議案(川島正次郎君外六名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

原水爆実験禁止に関する決議案
川島正次郎君外六名

(議案送付)

一、昨十七日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

水洗炭業に関する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昨十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案
航空機工業振興法案

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案
内閣法の一部を改正する法律案

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
(議案通知)

一、昨十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

(回付議案受領)

一、今十八日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

日本育英会法の一部を改正する法律案

衆議院會議録第三十号中正誤

ハシ 段 行 誤 正
六三 一 終り 三 外 多く

昭和三十三年四月十八日 衆議院會議録第三十二号

七〇二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(郵送料別)
發行所 東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段四三三―三三官報課